### 学習指導要領の

一部改正の趣旨を踏まえた

道徳教育の推進に向けて

### 内容

- ・「特別の教科 道徳」及び学校の道徳教育の重点 目標や重点内容項目について
- ・道徳教育の全体計画及び道徳教育全体計画の 別葉について
- ・ 道徳教育推進教師を中心とする校内体制について
- 家庭や地域社会との連携について

### 学習指導要領 一部改正までの経緯

- ① 平成25年2月26日 「いじめの問題等への対応について」 教育再生実行会議(第一次提言)
- ② 平成25年12月26日 「今後の道徳教育の改善・充実方策について」 道徳教育の充実に関する懇談会(報告)
- ③ 平成26年10月21日 「道徳に係る教育課程の改善等について」 中央教育審議会(答申)

学習指導要領 一部改正までの経緯

- いじめの問題
- ・学校や教員によって 充実度に差があると いう道徳教育の課題

教育再生実行会議(第一次提言)

### 道徳教育の課題

- 歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育その ものを忌避しがちな風潮がある
- 道徳教育の目指す理念が関係者に共有されて いない
- 教員の指導力が十分でなく 道徳の時間に何を 学んだのかが印象に残るものになっていない
- 他教科に比べて軽んじられ、道徳の時間が、 実際には他の教科に振り替えられていることも あるのではないか

道徳教育の充実に関する懇談会。

### 道徳の時間の課題

- 各教科等との役割分担や関連を意識した指導が 十分でない
- 読み物の登場人物の心情を理解させるだけ
- 現実味のある授業となっていない
- 発達の段階に即した指導方法の普及が十分でない
- 何を学ばせようとしているのかを児童生徒にも理解 させた上で、実践させたり、振り返らせたりする指導 が十分でない
- 道徳的価値の理解に偏りがちである

道徳教育の充実に関する懇談会。

学習指導要領 一部改正の趣旨

## 「道徳の時間」を教育課程上 「特別の教科である道徳」として位置付ける

どこの学校でも 全ての先生が 確実に道徳の授業を行い、 ねらいに迫る道徳の授業 が展開される

### 「特別の教科」とは

教科とは(教科の特質)	道徳科では
<ul><li>学習指導要領に示された 内容を体系的に学ぶ</li><li>検定教科書を用いる</li></ul>	<ul><li>教科としての 側面</li></ul>
<ul><li>免許を有した専門の教師が指導する</li><li>数値等による評価を行う</li></ul>	<ul><li>学級担任を中心に指導</li><li>数値等による評価はなじまない。</li></ul>

#### 道徳科の目指す授業

発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を児童生徒一人一人が、道徳的な問題と捉え、向き合う

### 考える道徳

### 議論する道徳

子どもが,道徳的価値に関わる考え方や感じ方を交流し合うこと,子どもが問題意識をもち,主体的に考え,話し合うことができるようにすること

学校における道徳教育

校長の明確な方針 (各学校の教育目標,目指す子ども像)

各学校の道徳教育の重点目標

学校における道徳教育は、 特別の教科である道徳を要として、 学校の教育活動全体を通じて行う

教科横断的に行う教育活動

### 学校における道徳教育

校長の明確な方針 (学校の教育目標,目指す子ども像)

> 内面から 迫る

学校の道徳教育の重点目標

道徳的価値 を顕著化

学校の道徳教育の重点内容項目

学校の道徳教育の全体計画

学校の道徳教育の重点目標から導き出された重点内容項目を

学校の教育活動全体を通じて どのように指導するのかを 具体化した計画

#### 道徳教育の全体計画の別葉

# 道徳教育の全体計画の一部を一覧表にして示したもの

- 各教科等で行われる道徳教育の指導の内容 及び時期を整理したもの
- ・道徳教育に関わる体験活動や実践活動の 時期等が一覧できるもの
- ・道徳教育の推進体制や家庭や地域社会との 連携のための活動等が分かるもの

### 全教育活動で行われる道徳教育の要としての道徳科

- ・(各教科等で)取り扱う機会が十分でない 内容項目に関わる指導を補う
- ・児童生徒や学校の実態等を踏まえて指導 をより一層深める
- 内容項目の相互の関連を捉え直したり、 発展させたりする

道徳科が要としての役割を果たせるような全体計画の別葉を工夫することが重要

#### 道徳教育推進教師の役割

- 道徳教育の指導計画の作成に関すること
- 全教育活動における道徳教育の推進, 充実に関すること
- 道徳科の充実と指導体制に関すること
- 道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
- 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- 道徳科の授業公開など家庭や地域社会との連携に関すること
- ・ 道徳教育の研修の充実に関すること
- ・ 道徳教育における評価に関すること など

#### 学習指導要領 第1章総則

家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること



- ・学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に 関する諸活動などの情報を積極的に公表 する
- ・道徳教育充実のために家庭や地域の人々 の積極的な参加や協力を得る

家庭や地域社会との共通理解、連携の方法

道徳教育の全体計画、諸活動の情報の公開

- 保護者会や学校評議員会等での説明
- ・ホームページを活用した、保護者や地域 関係者への提示

授業の公開,家庭,地域関係者 の参加

### 道徳教育は 校長の明確な方針の下

- 〇 校長はキャプテン
- 〇 道徳教育推進教師は ナビゲーター
- 〇 全教職員がクルー

目的地に向かって、 協力しながら,

みんなで船を運航していくイメージ